

【事前協議書を提出された方へのご案内】

- 事前協議完了後、事前協議済証を発行いたします。事前協議済証受け取り後から、利用予約(申請)を行うことができます。
- 1日～抽選日の前日まで翌月分の抽選予約が可能です。予約システムからご自身で結果を確認のうえ、当選した場合は抽選日の翌日までに確定処理を行ってください。抽選日は、毎月16日(休日の場合はその後の平日)です。
- 抽選会後は空いている時間の随時予約(申請)を受け付けます。システムを利用した予約(申請)は、利用日の12日前まで行うことができます。窓口では利用日の7日前(休日の場合はその前の平日)まで申請を受け付けますので、希望する場合は窓口までお越しください。
- 利用申請後は使用料が発生いたします。利用者都合によりキャンセルする場合でも使用料の支払いは必要となりますので予めご了承ください。
- 使用許可書及び納付書は、利用日にお渡しします。使用料の支払いは1階窓口をご利用下さい。
- 平日の午前及び午後の時間帯にご利用される場合は、許可書及び納付書は2階19番窓口でお渡しします。平日18時以降や土日祝日にご利用される場合は、許可書及び納付書は2階会議室手前の管理人室でお渡しします。
- 使用料をお支払い後、お客様控えを受け取り、2階会議室手前の管理人室で許可書と一緒にご提示ください。使用料の支払い確認ができるまでは、会議室の利用はできません。
- 会議室は、選挙の投票所としての利用など急遽公用で使用する場合があります。そのため、使用許可を取り消す場合がございますので、予めご了承ください。なお、その際は使用料の支払いは不要です。

~~~~~利用上の注意~~~~~

- 利用時間内に後片付けや清掃を行ったうえで退出してください。
- 地下の駐車場は利用できません。また、近隣の提携駐車場のサービス券もお渡しできません。
- 駐輪場を利用する場合は、駐車券の認証処理が必要です。利用時間内に駐車券を取りまとめの上、管理人室までお持ちください。
- 会議室を毀損する行為や音・振動等を伴う行為、食事・飲酒・喫煙はご遠慮ください。
- 机・椅子など備え付け物品や貸し出し備品等は、他のご利用者様も使うものですので、大切にお使いください。また、破損等した場合は、速やかに職員まで申し出てください。
- 許可した内容以外のご利用はおやめください。状況により、活動内容を確認させていただく場合がございます。
- 上記記載事項を守れない場合は、次回以降のご利用を許可しない場合がございます。また、上記記載事項以外でも、管理上不適切な行為等を確認した場合も同様です。

川口市役所
東川口駅前行政センター
048-295-1807